

○泉崎村移住・定住支援事業における移住支援金交付要綱

令和元年11月20日訓令第46号

泉崎村移住・定住支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 泉崎村は、福島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び泉崎村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、泉崎村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県と共同して行う泉崎村移住・定住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から泉崎村に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、その他法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 次に掲げる第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たし、移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）を対象とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を

除く。) という。以下同じ。) 以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

(ウ) ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に泉崎村に転入していること。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 泉崎村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他福島県及び泉崎村が移住支援金の対象として、不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイト又は他の都道府県における同様のマッチングサイトに掲載している求人情報に応募して採用されたものであること。

(ウ) 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において、当該法人に連続して3か月以上在職している

こと。

(オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 県がデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用して実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてしていること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件 次に掲げるア（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）のいずれかを満たす者で、かつ、イ（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかを満たす者で、泉崎村が本事業における関係人口であると認める者

ア 関係人口の対象範囲

(ア) 福島県、泉崎村又は泉崎村の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加した者

(イ) 泉崎村が運営する会員制の団体（ファンクラブ）等に登録している者

(ウ) 泉崎村で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者

(エ) 多拠点で生活しており、泉崎村を拠点の一つとしている者

イ 就業要件等

(ア) 県内企業等に就業し、かつ、次に掲げる要件を全て満たすこと。

a 週20時間以上の無期雇用契約であること。

b 就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

c 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。

(ウ) 県内で就農していること。ただし、将来的な就農のための研修等を含む。

(5) 起業に関する要件 福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に泉崎村に転入していること。

エ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付申請を希望する者は、次の区分に応じた掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 移住支援金交付対象者登録の届出

就業者（前条第1号及び第2号、2人以上の世帯の場合にあつては前条第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあつては、マッチングサイトに掲載された求人の法人等に就業した日からおおむね3か月以内に、テレワーク実施者（前条第1号及び第3号、2人以上の世帯の場合にあつては前条第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）及び関係人口（前条第1号及び第4号、2人以上の世帯の場合にあつては前条第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあつては、転入日からおおむね3か月以内に、起業者（前条第1号及び第5号、2人以上の世帯にあつては前条第6号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあつては、起業支援金の交付決定後速やかに、「移住支援金交付対象者登録届出書」（第1号様式）を提出すること。

(2) 移住支援金交付申請

申請者は、就業者にあつては、移住支援金の対象法人（以下「対象法人等」という。）に継続して3か月以上在職した者であつて、かつ、泉崎村への転入後3か月以上1年以内に、テレワーク実施者及び関係人口にあつては泉崎村への転入後3か月以上1年以内に、起業者にあつては、起業支援金の交付決定日から1年以内であつて、かつ、泉崎村への転入後3か月以上1年以内に、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」（第2号様式）に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ前条第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかを満たすとともに、2人以上の世帯の場合にあつては前条第6号の要件に該当することを証する次の書類を添えて、村長に提出すること。

ア 交付申請時に必要となる書類

- (ア) 移住支援金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）（転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類）
- (イ) 身分証明書（提示により本人確認ができる書類）
- (ウ) 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- (エ) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・本支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）を確認できるものに限る。）

イ 東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区への通勤者のみ必要となる書類

（ア） 東京23区で勤務していた企業等の退職証明書及び離職票等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

ウ 東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人経営者のみ必要となる書類

（ア） 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）

（イ） 個人事業等の納税証明書等（移住元での在勤期間を確認できる書類）

エ 東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

（ア） 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

（イ） 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

オ 就業の場合（第3条第2号、第3号）の申請者のみ必要となる書類

（ア） 就業証明書（移住支援金の申請用）（第3号様式）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）

カ 起業者の場合のみ必要となる書類

（ア） 企業支援金の交付決定通知書

キ 世帯向けの住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

（ア） 移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

（交付決定の通知）

第5条 村長は、ふくしま移住支援金給付事業補助金の交付決定を受けた場合において、前条第2号の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに「移住支援金交付決定兼確定通知書」（第4号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、「移住支援金

交付申請却下通知書」(第5号様式)により、申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」の提出があった日から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、「移住支援金交付決定通知書再交付願」(第6号様式)(以下「再交付願」という。)を村長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 村長は、前条に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに「移住支援金交付決定兼確定通知書(再交付)」(第7号様式)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 福島県及び泉崎村は、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、泉崎村移住・定住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じた掲げる要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び泉崎村が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合

イ 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した泉崎村から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した泉崎村から転出

した場合

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福島県と泉崎村が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

附 則（令和5年12月7日告示第102号）

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

届出年月日 年 月 日

泉崎村長 様

移住支援金交付対象者登録届出書

「ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱」、「福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「泉崎村移住・定住支援事業における移住支援金交付要綱」に基づき、移住支援金の交付対象者として登録の届出をします。

1 届出者欄（※下記欄に記入してください）

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒		
電話番号		携帯電話	
メールアドレス			

2 登録事項

(1) 移住した日（※下記欄に記入してください）

移住年月日	年 月 日	→住民となった日を記入してください（届出日ではありません）。
-------	-------	--------------------------------

(2) 移住支援金の内容（※該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の届出者は含まない）	人
移住支援金の種類	就業	テレワーク	関係人口	起業
世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の届出者は含まない）	人	左記のうち、18歳未満の家族の人数（1の届出者は含まない）	人	人

①就業者（※マッチングサイト登録法人へ又は専門人材として就業した場合に記入してください）

就業年月日	年 月 日
就業先事業者名	
就業先事業者所在地	〒

②関係人口（※関係人口で就業又は起業した場合に記入してください）

就業年月日又は 閉業届出年月日	年 月 日	就業	起業
--------------------	-------	----	----

※就農の場合、農業法人等に就職した場合は「就業」に、独立就農した場合には「起業」に○をつけてください

③起業家（※起業支援事業により起業支援金の交付決定を受けた場合に記入してください）

起業支援金 交付決定年月日	年 月 日
------------------	-------

（裏面に続く）

3 確認事項（※該当する欄に○を付けてください）

届出日から5年以上継続して、福島県泉崎村に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
---------------------------------	--	----------	--	----------

※上記、確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元（転入前）の住所（※東京23区又は東京圏での在住履歴を記入）

期間	住所
～ 年 月 日 ～ 年 月 日	〒
～ 年 月 日 ～ 年 月 日	〒
～ 年 月 日 ～ 年 月 日	〒
～ 年 月 日 ～ 年 月 日	〒
～ 年 月 日 ～ 年 月 日	〒

5 東京23区での就労履歴（※東京圏から東京23区への就労者に該当する場合のみ就労履歴を記入）

期間	勤務先等の住所
～ 年 月 日 ～ 年 月 日	〒
～ 年 月 日 ～ 年 月 日	〒
～ 年 月 日 ～ 年 月 日	〒
～ 年 月 日 ～ 年 月 日	〒
～ 年 月 日 ～ 年 月 日	〒

※申請には通算5年以上の東京23区への在住又は東京圏から東京23区への在勤期間が必要であり、当該在住期間と通勤期間は合算することができます。

※東京23区へ通学していた後に東京23区内の企業等へ就職した場合には、通学期間も通算できますので記載してください。

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 添付書類（※以下の書類を添付してください）

移住支援事業に係る個人情報の取扱い（第1号様式の別紙1）

【県・市町村確認欄】 ※届出者は記入しないこと

管理コード（福島県）	
管理コード（泉崎村）	窓口での本人確認書類

◇移住元の住所及び就労状況

	確認事項	確認欄
①	住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（※）に在住し東京23区に通勤していた	
②	住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し東京23区に通勤していた	
③	（関係人口の場合のみ） 移住元において、本市（町村）の関係人口であった	

（※）埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（条件不利地域を除く。）

第1号様式の別紙1（第4条関係）

福島県移住支援事業（移住支援金）に係る個人情報の取扱い

泉崎村が、移住支援金に係る私の個人情報について、福島県移住支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び福島県その他の都道府県において実施する移住支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、福島県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

泉崎村長 様

申請者住所

署名

第2号様式（第4条関係）

申請年月日 年 月 日

泉崎村長 様

移住支援金交付申請書兼実績報告書

「ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱」、「福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「泉崎村移住・定住支援事業における移住支援金交付要綱」に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄（※下記欄に記入してください）

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒		
電話番号		携帯電話	
メールアドレス			

2 移住した日

移住年月日	年 月 日	→住民となった日を記入してください（届出日ではありません）。
-------	-------	--------------------------------

3 移住支援金対象内容（※該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯			
移住支援金の種類		就業		テレワーク		関係人口	起業
世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）		人		左記のうち、18歳未満の家族の人数（1の申請者は含まない）		人	

4 確認事項（※該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、福島県泉崎村に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（マッチングサイト登録求人への就職の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 福島県泉崎村への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属先企業等からの命令である
（関係人口の場合のみ記載） 移住元に居住していた際の福島県泉崎村との関わりについて		A. 関係人口であった		B. 関係人口ではなかった

※上記、各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

（1 / 3頁）

5 移住元（転入前）の住所（※東京23区又は東京圏での在住履歴を記入）

期間	住所
～ 年 月 日 年 月 日	〒
～ 年 月 日 年 月 日	〒
～ 年 月 日 年 月 日	〒
～ 年 月 日 年 月 日	〒
～ 年 月 日 年 月 日	〒

6 東京23区での就労履歴（※東京圏から東京23区への就労者に該当する場合のみ就労履歴を記入）

期間	就労先（勤務先等の住所）
～ 年 月 日 年 月 日	〒
～ 年 月 日 年 月 日	〒
～ 年 月 日 年 月 日	〒
～ 年 月 日 年 月 日	〒
～ 年 月 日 年 月 日	〒

※申請には通算5年以上の東京23区への在住又は東京圏から東京23区への在勤期間が必要であり、当該在住期間と通勤期間は合算することができます。

※東京23区へ通学していた後に東京23区内の企業等へ就職した場合には、通学期間も通算できますので記載してください。

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

7 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記入）

勤務先 企業等・部署名			
勤務部署住所	〒		
勤務先へ行く （出勤する） 頻度	回程度／週・月・年（選択）		行くことはない
	その他（右に具体的に記入）		

8 移住支援金交付申請額（※申請する金額を記入してください）

金 円 うち、子育て加算 円 × 人
※該当する場合のみ

(2/3頁)

9 申請者の口座情報（※下記欄に記入又は該当するものに○をつけてください。）

金融機関名		銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合
本・支店名		
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

10 添付書類（※下記の書類を添付してください）

- ① 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（第2号様式の別紙1）
- ② 【就業の場合】就業先が交付した就業証明書（移住支援金の申請用）（第3号様式の1）
- ③ 【テレワークの場合】就業先が交付した就業証明書（移住支援金の申請用）（第3号様式の2）
- ④ 【関係人口の場合】移住元において、移住先市町村の関係人口であったことが確認できる書類
- ⑤ 【起業の場合】起業支援金交付決定通知書
- ⑥ 移住元における在住の証明書類（戸籍の附票の写し、住民票の写し等）
※世帯の場合は、移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できること
- ⑦ 【該当者のみ】移住元における就労・修学の証明書類（※以下の書類）
【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】
⑦-1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
⑦-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）
【法人経営者又は個人事業主であった者】
⑦-3 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
⑦-4 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類
【修学していた者】
⑦-5 移住元で修学していた大学等の卒業証明書等
※通学していた者については、併せて移住元で就労していたこと等の証明が必要です。

【県・市町村確認欄】 ※申請者は記入しないこと

管理コード（福島県）		
管理コード（泉崎村）		窓口での本人確認書類

(3/3頁)

第2号様式の別紙1（第4条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

私は、移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 福島県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び泉崎村から求められた場合には、それに応じます。
- 2 ふくしま移住支援金給付補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した泉崎村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した泉崎村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額

年 月 日

泉崎村長 様

申請者住所

署名

第3号様式の1 (第4条関係)

就業証明書 (移住支援金の申請用) (マッチング支援事業・専門人材)

年 月 日

泉崎村長 様

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名(※1)	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	() -
就業年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト求人管理番号(※2)	
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

(※1) 福島県移住支援事業(移住支援金)に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福島県及び泉崎村の求めに応じて、福島県及び泉崎村に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

(※2) 福島県以外の都道府県のマッチングサイトに掲載している法人の場合は、当該マッチングサイトの掲載情報等を証明する資料を添付してください。

※市町村確認欄 (申請者等は記入しないでください。)

申請日時点で、就業が継続していることを確認している。

第3号様式の2 (第4条関係)

就業証明書(移住支援金の申請用)(テレワーク)

年 月 日

泉崎村長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない

(※1) 福島県移住支援事業(移住支援金)に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福島県及び泉崎村の求めに応じて、福島県及び泉崎村に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

※市町村確認欄(申請者等は記入しないでください。)	
	移住前から同企業等に所属していることを確認している。
	申請日時点で、移住元での業務を引き続きテレワークにより行っていることを確認している。

第3号様式の3 (第4条関係)

就業証明書 (移住支援金の申請用) (関係人口)

年 月 日

泉崎村長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名(※)	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	() -
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約

(※) 福島県移住支援事業(移住支援金)に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福島県及び泉崎村の求めに応じて、福島県及び泉崎村に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

※市町村確認欄(申請者等は記入しないでください。)	
	申請日時点で、就業が継続していることを確認している。

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

泉崎村長

移住支援金交付決定兼確定通知書

福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

（備考）

- 1 泉崎村は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を請求します。
 - （1）虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （2）移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、泉崎村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （3）就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （4）起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （5）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 2 泉崎村は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は、フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード

第5号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

泉崎村長

移住支援金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました移住支援金の交付につきましては、下記の理由により却下します。

記

却下理由

※ 却下理由は、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱第4条（給付対象者）に定める要件を満たさない場合は当該満たさない要件を、それ以外の場合は具体的な理由を記入するものとする。

第6号様式 (第7条関係)

移住支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日付けで申請した移住支援金交付申請書建実績報告書に係る交付決定通知書について、下記の理由により、再交付くださるようお願いいたします。

再交付の理由 (※該当する番号に○をつけてください。)

- 1 紛失
- 2 破損
- 3 その他 ()

年 月 日

泉崎村長 様

申請者住所

署 名

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

泉崎村長

移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）

「泉崎村移住・定住支援事業における移住支援金交付要綱」及び「福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領」の規定に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

（備考）

- 1 泉崎村は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を請求します。
 - （1）虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （2）移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、泉崎村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （3）就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （4）起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （5）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 2 泉崎村は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について、
 - ・この通知書は、フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について、
 - ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード